

平成27年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成27年12月9日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榎原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第122号 足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について<P3～P3>
- 日程第 2 請願第3号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書<P3～P4>
- 日程第 3 一般質問<P4～P28>

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君、2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月4日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に議案第122号の提案説明を受け質疑を行った後、総務産業常任委員会へ付託し会期中の審査といたします。

次に、請願第3号につきましては、総務産業常任委員会へ付託し、閉会中の審査といたします。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第122号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第122号足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第122号足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成

27年9月に公布され、農業委員会委員の選出方法が公選制から、町議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されました。農業委員会委員の定数は、改正農業委員会法で条例で定めることと規定されていることから本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、足寄町農業委員会の委員の定数を12人とするものでございます。

なお、附則第1項におきまして、施行期日を公布の日からとし、附則第2項で現行の北海道足寄郡足寄町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する規定をしていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） ただいま議題となっております、議案第122号足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号足寄町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 請願第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 請願第3号T P P「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書の件を議題といたします。

す。

ただいま議題となっております、請願第3号T P P「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号T P P「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長(吉田敏男君) 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番 木村明雄君。

(4番木村明雄君 登壇)

○4番(木村明雄君) 議長のお許しをいただきまして、空き家対策について一般質問をいたします。

近年、国内において地方や都市部では人口減少が進み、特に条件の悪い地域ほど空き家が目立つようになり、我が町足寄町においても人口減少が急速に進んでおります。

親の死亡や高齢者向けの移転等で空き家になっても子供たちは引き継いではいないのが現状であります。

戦後の住宅は、建設された時点で余り質がよいとはいえ、その後、手入れも十分に行われてきたわけではないために、中古住宅として価値を持たない住宅が大半であります。

売却や賃貸が難しい空き家なら取り壊すべきではありますが、現在の税制では土地に対する固定資産税は住宅が建っていたほうが更地の場合の6分の1で済むといわれております。

このようなことで、毎年ふえ続ける空き家

問題が深刻化しているものと思われれます。

そこで、これらお伺いをいたします。

1、空き家による悪影響の懸念について。

2、我が町の空き家の調査と現況の把握はどこまで進んでいるのか。

3、人口減少に伴い、空き家は今後もふえ続けると予想するが見通しはどうか。

4、解体費用の負担について、普通の大きさで解体費用が150万円から200万円はかかるといわれております。現在、新築、改築について一部負担をしておりますが、解体についても必要ではないのか。

5番、解体または改築それら改善への助言と指導はできるのか。

6番、改善が見受けられない場合、命令、強制対処を考えていかなければならないと考えるが、それはできるのか。

7番、優遇税制、固定資産税について対処方法はあるのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。

○町長(安久津勝彦君) 木村議員の空き家対策についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の空き家による悪影響の懸念についてであります。適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、建物倒壊や飛散による近隣住宅や住民への被害や害虫の増殖、道路通行上の影響等、さまざまなことが懸念されます。

2点目の空き家の調査と現況の把握は、本年6月の第2回定例会における熊澤議員の一般質問でお答えした内容から進展はなく、実態調査等は未着手なことから、今定例会で行政報告と空き家実態調査にかかわる補正予算案を提案させていただき、本年度から実態調査と現況把握を進めることとしております。

3点目の空き家数の見通しであります。足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計や高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加している状況から、何も対策を講じ

なければこれまで以上のスピードで空き家等が増加するものと考えております。

4点目の解体費用の一部負担についてであります。今後実施予定の空き家実態調査や所有者の意向・利活用調査を行った後、検討を進めてまいりたいと考えております。

5点目の解体や改築等、改善への助言と指導ができるのかにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行され、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある」、さらには「著しく衛生上有害となるおそれのある」、また「著しく景観を損なっている」「周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」等の空き家等を市町村が特定空家等に指定することにより、除却や修繕等の措置の助言や指導、勧告が可能となっております。

6点目の改善が見受けられない場合の命令、強制対処につきましては、是正勧告にかかわる措置を所有者または管理者がとらなかった場合、命令、さらに行政代執行の方法により強制執行が可能となりますが、その費用を所有者から回収できるかという課題が残ります。

7点目の優遇税制、固定資産税の対処方法につきましては、住宅用地についてはその税負担を軽減する目的から固定資産税等の課税標準の特例措置が設けられていますが、除却や修繕等の措置をとることを勧告された特定空家等の敷地は、住宅用地特例の対象から除外され、課税標準が6分の1または3分の1に軽減されていた特例が廃止となります。

今後、空き家等が発生しないような取組を含め、さまざまな観点から空き家・廃屋対策、移住定住施策等を先進自治体の取組等を参考に検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番木村君。

○4番（木村明雄君） それでは、再質問を

いたします。

町長からの答弁をいただき、少しはわかってまいりました。

また、私の再質問が答弁と重複する質問があるかと考えますが、確認のためにもお許しをいただきたいと存じます。

ことしの10月9日でしたか。十勝地方も8日と9日には爆弾低気圧に見舞われ、天気予報では本別町、それから足寄町の内陸でも風速33.5メートルの強風が吹き荒れたといわれております。

あの日は、朝早くから強風が吹き、私が住んでおります近所でも一瞬にして大変な事態が起きました。その建物は、私が子供のころに建てられたものでありますから、昭和30年代の後半、今からおよそ60年前に建てられた店舗兼住宅であります。午前10時ころだったでしょうか。突然の突風が吹き荒れ、およそ縦10メートル、横20メートルほどの面積のトタン屋根が西風の突風にあおられ、屋根全体のトタンが一気に一瞬にして空高く舞い上がりました。そのトタン板が落ちてくるときには、風に乗って回転をしながら手裏剣のように飛んで来るわけであります。近所の家や窓ガラスを打ち割る。倉庫または車庫の壁に突き刺さる。もし、そこに人が歩いていたらとしたら、大変な事態になりかねない危険きわまりない事態が起きました。その店舗は、現在、持ち主が近くにはいなく、不在家屋、空き家になっております。近所の人たちがトタンやトタンくぎを拾い集め、片づけ、トタンくぎは全部は拾えずに見落としが残っており、ここを通る車は3回もパンクをしたいという人もおりました。そんなことも聞いております。

今の建物は、屋根のトタンは長尺トタンが張られておりますが、昔の屋根トタンは30センチほどの正方形のトタンが張り合わさっておるわけです。地域、場所の立地、気象、環境条件にもよりますが、築60年以上の長い歳月を経過すると、垂木またはぬきが湿気や高温、あらゆる環境の変化により蒸れてし

まい、またはぼけてしまい、極端なことをいいますと、ぬかにくぎといっても過言ではない状態になっておるわけであります。大きな力が加わるとひとたまりもなく一気にはがれてしまったと考えます。

このたびの爆弾低気圧の大風には、さまざまに思いまたは経験をいたしました。これからも、同じような事態が起きなければよいなと願っておるところであります。

そこで、質問をいたします。

私の考えでは、空き家の現況調査把握についてであります。町内全域に早急にかつ詳細に調査を進めなければならないと考えるわけですが、そう長々と何年も時間をかけるわけにはいかないと考えます。そこで、職員だけで素早い現況調査ができるものなのか、その辺をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

大規模な調査を職員だけでできるのかということでございますけれども、この後、提案させていただきます補正予算で、委託料を提案させていただきます。それによりまして、業者に委託いたしまして、本年度予算でございますので、当初の調査は本年度中に終える予定でございます。その中では、地域住民の方の御協力も、御連絡とか聞き取りとか、そういった中で御連絡をいただく部分もあろうかと存じております。

そういう形で進めさせていただく予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村君。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次の質問をいたします。

所得もない、身内もないと。施設または病院に入院している高齢者空き家、または本人が行方不明で消息のつかない不在空き家がこれから相当数出てくるものと考えます。

持ち主不明・不在空き家。このような廃屋

を今後どのように対策を進めていくのか、いかなければならないのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

町長の答弁でも申し上げましたが、調査がこれからでございますので、調査が終了いたしましたら、その調査結果をもとにその対策につきまして検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきますようよろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 4番木村君。

○4番（木村明雄君） はい、わかりました。

それでは、次の質問をいたします。

これについては、通告書の6番目になるうかと考えます。

先ほども、ちらっと答弁をいただきましたけれども、解体解説、それは助言と指導についてであります。これについては他の議員も質問しておりました。私もこのたびの質問の関連で再度質問をさせていただきます。

国道241号線沿い、私は帯広方面に向かって行くときにはたまたま気になる場所でございますが、芽登方面の方々におかれましては毎日のように通る機会も多く、気がかりではないかと考えます。それは、里見が丘の旧富士ドライブインであります。

思い起こせば、休業してもう7、8年になるでしょうか。

一昨年あたりでしたか。バックホー重機が来て取り壊しが始まり、更地にするものと思っておりましたが、あれからほんの少し壊し手をつけただけでとまっております。

そこで、これからもあのまま放置されると我が町にとってもさまざまなデメリットが考えられます。

それは、1、野犬・野良猫の住み家になるのではないかと。

2、治安の悪化。人があそこにはいないだけに犯罪の温床になる可能性もあります。

3番目、我が町は、阿寒国立公園の玄関口でもあります。それを考えると、環境・景観について非常に悪いと考えます。

4番、空き家が長い期間放置されることにより、ごみ捨て場になる可能性もあります。それに伴い、放火火災または自然発火の原因にもなりかねないと考えます。

これについて、一日も早く解決していかなくてはならない懸案事項の一つと考えるが、これについて御意見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

里見が丘旧ドライブインの関係でございますが、議員おっしゃるとおり、景観上非常によろしくない状況であることは認識してございます。

しかしながら、本町に所在する建物ではないため、国でこのたび制定されました法律によりまして、足寄町に何ら権限のある建物ではございません。そういうことで、強制措置を、勧告とかをする権限が足寄町にはございません。

しかしながら、行政報告でも申し上げましたが、この空き家対策につきましては、本別町・陸別町・足寄町の3町で連携をして取り組んでいこうということでございまして、その中にはいろいろな基準の統一化ですとか、何を廃屋としてどういう対策をとっていこうかということの協議もいろいろ3町で進めていこうと考えておりますので、それに当たりましては本別町と協議の場を持ちますので、そういう中でのテーマといたしまして働きかけを行っていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 4番木村君。

○4番（木村明雄君） わかりました。

これについては、やはり一日も早く。議会報告会、これもあったわけなのですけれども、これは芽登方面の方々からあれはどのようなのだと、やはり一日も早く何とかしてもらいたいものだという意見もあったわけでありま

す。そこで、私も今回ここで質問をさせていただいたわけなのですけれども。

これ、また総体的に考えて町長のほうからひとつ総体的な御意見をいただきたいと思えます。考えとして、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども、答弁させていただいたとおり、この問題、大変我が町に限らず全道・全国的な課題でもありますし、先ほどもお答えしたとおり、地方創生の取組の一つとして3町連携して、これ共通の課題でもありますから、3町連携してまずは実態調査から始めようということとなっておりますので、そこをスタートとして適切な対応ができるように3町とも足並みをそろえた中でやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村君。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終わります。

次に、7番 田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づいて一般質問を行いたいと思ひます。

マイナンバーについてです。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人につけられます。法人の場合は、所得税が発生する全ての団体ですから、給与や報酬などを支払うことがある法人格のない団体まで対象になります。

このような番号制度がなぜ必要なのか、何のために使われるのか、それにより何がよくなりどのような問題があるのか、目的と効果がどうなのか曖昧なまま出発し、早くもマイ

ナンバー詐欺や誤配など本格稼働前に問題が発生しています。

以下の点について、伺います。

1、足寄の場合、返送数はどれくらいあり、それは国が予測した返送数全国平均値5%を超えていますか。また、原因別返送数は把握していますか。今後の対策について、どのように考えていますか。

二つ目、中小企業の取組がおくれているとテレビでも報道され、経費・管理の面で不安を抱えているといわれていますが、足寄の場合はどう把握していますか。

3、町民の中には、通知カードを受け取ったけれど金庫等ないので保管する自信がない、なくしてしまいそうで恐ろしい、できれば持ちたくないなど、さまざまな不安の声を聞いています。通知カード（個人番号カード）がなくても身分を証明するものを持っていけば従来どおり手続きができるということがわかれば安心できるものと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員のマイナンバーについての一般質問にお答えいたします。

1点目の本町におけるマイナンバー通知カードの返戻状況についてであります。10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行され、本町でも足寄郵便局より10月下旬から11月下旬にかけて簡易書留により全世帯に配達されました。

返ってきている状況につきましては、送付世帯数3,548件に対しまして、386件が戻ってきております。返ってきている率につきましては10.9パーセントとなりました。

戻ってきている理由であります。宛所なしが125件、一週間の郵便局での保管期間経過が255件、受取拒否が6件となっております。

配達されなかった通知カードは、足寄郵便

局から足寄町に返戻され、住民課住民室戸籍年金担当で保管をしております。

これらの返戻されたものにつきましては、通知文を郵送し、戸籍年金担当窓口を受取りに来ていただいているところです。

12月8日現在で196件が受け取られ、190件が現在保管をされているという状況であります。

保管されております通知カードにつきましては3カ月経過後に処分されることから、通知文を受け取った方はできる限り早く受取りに来ていただければと思っております。

次に、2点目の中小企業の取組についてありますが、町内の企業についての経費・管理の面に関しましては把握はしていませんが、足寄町商工会から会員企業からは特段不安の声は出ていないということで聞いております。

企業への広報といたしましては、商工会などと連携を図りながらPRポスターの掲示、政府広報パンフレットなどを情報コーナーに設置するとともに、税の特別徴収を行っている約200社にマイナンバー制度の対応準備に関するパンフレットや冊子を郵送しております。また、商工会では、事業者向けの講習会を開催しており、この講習会は今後も開催予定であると聞いております。

次に、3点目の不安な声や手続きについてありますが、新たな制度が始まるとさまざまな不安を抱かれる方がいるのも事実であります。

御質問の通知カードをお持ちにならずに窓口にお越しになった場合におきましては、窓口で本人確認をさせていただき、従来どおり手続きができますが、マイナンバー制度のメリットの一つである行政の効率化という点から、できるだけ通知カード等をお持ちいただきたいと考えております。

今後も、国及び北海道などの各関係機関と連携を図り、マイナンバー制度の普及と推進を努めてまいりますので、御理解を賜ります

ようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番田利君。

○7番（田利正文君） 今、答弁いただきましたが、返納されているうちの190件が保管されていると。その中に、原因別の状況というのでしょうか、その把握数というのわかりますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） これは、把握しているのは返戻した、戻ってきた理由のみ把握しておりまして、その190件の内容については把握してございません。

なぜ受取りに来ないかというのは、受取に来ない方の事情でございますので、そこは窓口には来ていないわけですので把握しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 行政で保管している190件のうち、受取に来ない方というのはわかりますよね。だけれども、例えば、所在地はここ。例えば、私でいえば旭町3丁目だけれども、実際はそこに住んでいないということでもたまたま経過期間が過ぎて郵便局に戻ったと。それが保管されていると。あるいは、どこか施設に入られていて、それがわからなくて戻ってきているなんていう場合があるのではないかという思いがありまして、その辺のところはつかめているのかという思いなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 申しわけございませんが、その分析はその190件については分類してございません。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

ここに、今の町弁の中に、3カ月を過ぎると処分されるということですから、処分されてしまうと、私がお聞きしたいのは、通知カードや、来年1月以降です。マイナンバー

カードを持ってこなくても身分証明をするものがあれば、これまでどおり手続はできるということにならざるを得ないというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 座ってください。

答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まず、3カ月経って廃棄されたものにつきましては、御本人のお申し出により再発行することができます。

そして、窓口で通知カードをお持ちにならずに手続ということでございますが、あくまでも行政の立場といたしましては番号法の法律が施行されておりますし、通知カードをお持ちになって各種手続をしていただきたいというのが基本的な姿勢でございます。しかしながら、せっかく窓口に来られた住民の方に御不便をかけるわけにはまいりませんので、その場合は通知カードをお持ちにならなくても手続が済むような措置をしたいと考えております。

ただ、3カ月を経ってまだ受け取っていない方がいらっしゃっても、それは再発行することが可能でございますので、いつでも窓口のほうにその旨お申し出いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

このマイナンバー制度なのですけれども、調べれば調べるほど、私の考えでありますけれども、町民にとっては百害あって一利なしだというふうに思わざるを得ないのですよね。

それで、町で預かっている間、3カ月を過ぎると処分されますと。もちろん再発行できますと今答弁がありましたけれども。あえてそれを使わなくても日常に支障はないのかということが聞きたかったわけなのです。

例えば、現在、銀行や郵便局の通帳あるい

は運転免許証、パスポートや健康保険証、年金や住民票、病院の診察券などに全て番号ついていますよね。それで、今の社会は支障なく動いているのだと思うのです。そのほかに、一般質問通告書の前段で書いたように、なぜこの制度が必要なのかと、何のために使われるのかというところがやはり明らかにすることが必要なのかなというように思うのです。そういう意味で、あえて受取ができていないところについてはどうするのかと。

例えば、あるここでいえば帯広市みたいなところなのでしょうけれども、市議会議員が一般質問の中で、このマイナンバーカードの制度導入によって、行政にとってどのようなメリットがあって、どのくらい人員削減ができるのかという質問をしたのだそうです。そうすると、答弁が、費用も削減できるし人員も削減できると言い切ったそうなのです。おっと待てよと私は思ったのですけれども。そんなこともあったものですから。そうはならないだろうと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。行政に対して、足寄町において、事務処理上の経費あるいは人員削減の問題というのですか。人員がそれだけ手間がなくなるよと、楽になるよということがあるのかと。そういうメリットがあるのかということを知りたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

行政に対するメリット、例えば、人員削減とか金銭的な面があるかという御質問でございませうけれども、市のことを例に挙げられていましたけれども、例えば、窓口で30人の職員の方がいたとして、そうする場合、3%程度の事務の効率化が進めば一人減らせるかもしれないという、数字の計算ではそういうことがいえるかもしれませんが、小規模町村、中小の町村でありましたら、窓口も例えばうちの場合、戸籍住民関係は3人でございませうし、例えば5%の行政効率が上がったとしましても、そこで一人が減るということに

はございませぬので、中小の町で目に見えた人員の削減というのは難しいのではないかと考えております。

ただ、行政の効率化という点では、例えば、他町村から転出した方の各種データを足寄町にいろいろ検索して届け出たいただかなければならない各種年金情報ですとか、児童の情報ですとか、いろいろな情報が他町村から転居された場合には、情報を足寄町で入手する必要があるのですけれども、その場合には統一した番号がありますれば、円滑にその番号を入手することができますし、また今まで添付を必要としていた各種届出書類もその番号を統一化することによって添付の必要がなくなるとかいうことで、住民の方のメリットも向上するものと考えております。それによりまして、窓口手続の時間も少し短縮になればお待ちになる、後ろで待っている方がいらっしゃれば、待つ時間も少なくなるでしょうし、そういった面での利便性が向上するものと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 2点目に入りたいと思います。

最初に、質問する前に、足寄にある事業所の中で20名以上の従業員を抱えているところというのは何件くらいあるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。ちょっとお待ちください。

午前10時43分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 大変お待たせして申しわけございませぬでした。

お時間をいただきましたが、そういった20名以上の従業員ということでの集計補則ができておりませぬ。

なお、これからその資料を計算すれば出ないこともございませぬが、大変時間がかかり

ますので御了承いただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

済みません、貴重な時間をとらせてしまいました。

なぜ、20人にこだわったかというのは、帯広にはないだろうと思ひのですけれども、札幌方面の都市部にあると思ひのですが、洋書の輸入販売業者、従業員20名だそうです。そこで、従業員が20名、その家族、それから著作者、本を出版している人ですね。その方の番号を管理しなければならないということで事務負担を減らすために個人番号の管理・廃業を代行とする会社に委託することにしたと。すると、新たなパソコンの機器の購入と設置に45万円、その後も毎月4、5万円の経費がかかるのだそうです。社長の一番心配しているのは、委託先から会社の番号が漏れることがないか。もし、そういうことが起きた場合にだれが責任が問われるのかということが一番心配なのだそうです。当然だと思ひますけれども。

事業者の個人番号を含む個人情報の取扱について、内閣府特定個人情報保護委員会の事務担当者は、委託先に特定個人情報の安全な管理をさせるためには委託元が委託先に必要かつ適切な監督を行うことが必要だという。そのために、協定を結べと書いてあるのです。そのあと、結論どうなるのかというと、結局はどの委託先を選ぶのか、その委託先がそういう技術なりノウハウなり安全を保障できる体制があるのかということは見分けつけられないのだと思ひのです。恐らく、個人の事業者では。ですから、どのような委託先を選ぶかは各事業所任せになりますし、もし漏れ問題が起きたとしても、その委託業者を選んだ委託業者の責任だということになるのですよね。

そんなことがあったものですから、足寄の場合、もし20名以上の方の事業所がどのくらいあるのかというふうにはちょっと考えたわけです。

それで、何人かのところ、私のわかる、歩いて行けるようなところを歩いて社長にお会いしてきました。私のお会いしたところの社長さんは十何名とかいるところの事業所でしたけれども、うちではパソコン入れないと。手書きで書いてどこかにしまっておくというふうな話をしていましたから、そんなに経費はかからないというふうに突っぱねていましたけれども。そのぐらいの情報しか得られなかったのですけれども。

全中連というのでしょうか、というところに政府の答弁、全中連が政府に対して質問をして、その回答をこの中で事業者が提出する必要な書類に番号を記載しなくても受理はすると。それから、番号を記載しなくても不利益はないというように回答をしているのだそうですけれども、その辺は把握しているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

大変申しわけございませんが、それは国税庁の範囲でのお話かと思ひますので、こちらのほうでは把握してございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 私の聞いたところでは、国税庁ではなくて建設省とかそういう関係の窓口だったようでありますけれども。それはいいです。

それで、例えば、私が今調べたような情報が正しければですけれども、私が聞いた社長さんのようにパソコンも使わないと、手書きで金庫に保管しておくというふうになれば、確かにお金はかからないのかなというふうに思ひますが、そうでない場合、事業者は労働者の給与からの税金だとか社会保険の天引き手続などに個人番号の提出を求めないと。いわば社長側が、経営者側が。それから、もう一つは、労働者は、そこに働く人は、事業所から、あるいは企業から番号の提示を求められてもそれには応えないと。それから、三つ

目は、企業は源泉徴収票などの証票に個人番号を記載しないという、この三つを実行すれば、さっき言った20人の洋書販売の会社のようなお金をかけなくて済むのではなかというふうに思ったのです。そのことが通るのだろうかというふうに思ったのです。

だけれども、そのことを今町に聞いてもわからないのかなと思いますけれども、そのような感じを受けています。

そのことについても答弁求められないですね。

3番目に入ります。

ここで一番聞きたいことは、いろいろな制度ができたときには不安が出るものだと町長の答弁にもありましたけれども、確かにそうですが、この制度の中身、まだ多くの町民の方がよく理解されていないと思いますし、本当の狙いももちろんわかっていないと思います。それから、手続上の問題でもさまざまな不安があるということはわかるだろうと思うのです。

それで、先ほど、身分を証明するものがあれば必要な申請書類は受理しますと。そのことによって不利益はないと。もし、本人が望むのであれば、再発行しますということでしたよね。そのことを、町民の皆さんにきちんと知らせる必要があるのではないかと私は思っているのです。

中には、このカードを受け取りたくない。通告書にも書きましたけれども、紛失、カードをつくってもらっても、きちんと保管する自信がないといいますか。なくしたら困るからというので、持ちたくないという方もいらっしゃると思うのです。そんな意味で、そのことを確認したかったのです。

それで、ちょっと一つお聞きしたいのですが、以前、住基カードというのがありました。これは、足寄でどのくらい発行されているかわかるのでしょうか。全国では5%ぐらいだというふうに、20年かかってもだというふうに聞いていますけれども、どのくらい発行されているのか。

それから、町職員がどのくらいその住基カードを持ったのか。持っているのかというのでしょうか。その辺がわかるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） お答えします。

平成15年8月の25日から住民基本台帳カードというのが適用されておりますけれども、現在まで193名へ交付しております。廃止者64名を除いた、今現在お手元に所持されている方は129名となります。

そのうち、職員が何名持っているかというのは、データ的には把握しておりませんので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） なぜそのことを聞いたのかということなのですかけれども、今度のマイナンバーについては、つくったのはNTT、カードをつくるのはどこでしたっけ。日立製作所だそうですね。ですから、2020年までには、オリンピックが開かれるときには、オリンピックに入るときにそのカードで入れるというふうにしたいというふうに考えているようですがけれども、そのときには国民に持たせるようにしたいと。少なくとも国家公務員には全部カードを持たせるというふうにしたいというふうに考えているそうです。だとすると、地方公務員、足寄町の皆さんにも全員持ちなさいというふうになってくのではないかという思いがありましたので、あえてお聞きしたわけです。

それから、次に入りますが、施設等に入っていて自分で管理できないということについては返納するということが可能でしょうか。というのは、帯広市の窓口には返納届用紙が置いてあって、それが可能だというふうに聞きましたけれども、足寄の場合はそういうふうになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） 福祉課長です。

施設等に入っている方が返納できるかどうかということでございますけれども、町が

行っている特別養護老人ホームの例でいきますと、住所地が特別養護老人ホームになっているところについては郵便で届いておりますので、全件受領をしています。

その部分については、現在、国のほうにも届けについていろいろ照会をしているのですが、その取扱方法、まだ詳細が通知が来ていなくて、全件、金庫でお預かりをさせていただいています。

今、御質問の返納可能かどうかについては、ちょっとまだ国のほうから指導等が来ておりませんので、今現在、全部預かっていると。それで、特養に入所されている御家族で、例えば、扶養控除ですとか雇用保険の手続で御両親の番号が必要だという場合については、コピーだけ御家族に渡していますけれども、原本については通知カードはお預かりしているというのが現状です。

ほかの施設等については、また返納しているのかどうかというのはちょっと把握しておりませんので、御了承いただきたいと思ます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） この質問は、施設に入っている方、もちろん本人がもし認知症にかかっている自分では管理できませんよね。だから、それはお返ししたいというふうに、周りの人がいれば思うと思うし、それから自宅などで親を見ているという人の場合であってももう親の分はどうしようもないから、これは置いておいてもしょうがないから返したいということがあると思うのです。その場合に、返納ができるのかということだったのですけれども、その辺がまだわからないということですね、そうしたら。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 返納できるかということでございますけれども、現在6名の方が受取拒否をされております。それと同じ状況になるものと思われます。想像でございますけれども。要するに、受け取らないということですよ。受け取らなくても付番はされて

おりますので。受け取らなくても全国民に付番されておりますので。もし施設に入所されているお年寄りが個人番号もいらないと、後見人の方、家族の方が番号通知いられないと言っても付番はされておりますし、いろいろな組織の中ではその番号で生きているということでございます。ただ、本人が受け取らない、返したという現象が生じているだけでございますので、そういう意味では受取拒否と同様な効果と、現実となるものかと想像しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 微妙にちょっと違うのだと思うのだと思うのですけれども。

本人の意思で、もちろん今課長が言われたとおり、全部番号が決まっているわけですから、通知カードを出そうと、あるいは出さなくても番号はあるわけですから、記入はできるわけですよ。だから、支障はないのだと僕は思うのです。

そうではなくて、実際に受け取った、僕であれば私が受け取って自分の両親を見ていると。両親の番号までとても管理できないよと。ちょっと返しておきたいなと思ったときにスムーズに窓口に行って、先ほど言いましたように、帯広市では返納届出用紙があるといいましたから、そんなふうな仕組みになっているのかなということを確認したかったのですけれども。

そういう申込用紙があるのだそうです。窓口においてあるというのです。それが間違いでなければ。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

住民課長、答弁。

○住民課長（沼田 聡君） 大変時間をおとりいただきまして、誠に申しわけございませ

んでした。

先ほどの回答でございますけれども、まず、通知カードが窓口で返戻できるかどうかということにつきましては、基本的に窓口で受け取ることはできません。

この回答については、十勝総合振興局からの回答もございます。

そして、窓口で受け取ることができる場合としましては、国外に転出をしたとき、また本人が死亡したとき等に限られてございます。

そして、個人の通知番号カードでございますけれども、この関係については本人の希望で取得をしておりますので、その関係につきましては窓口で返戻することはできます。

以上で、御回答とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 済みません、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、最後の受け取ることができますという場合は何でしたか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） 最後は、個人番号カードのほうの話です。来年の1月1日以降交付された個人の番号カードにつきましては、本人の希望で取得をしますので、その場合については本人の希望ですから窓口で返戻はできるということです。お返しすることはできないということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 最後になりますけれども、確認の意味も含めて町長のほうから答弁いただきたいと思っております。

町長の答弁の中では、北海道の中の各機関と連携を図りながらマイナンバー制度の普及と推進に努めてまいりますというふうに書いてありますが、これは私の感想です。正しいとは言いませんけれども、これ広報ですよ。広報の中にマイナンバーの説明がありましたよね。マイナンバーは赤ちゃんでももら

えるのというクエスチョン。マイナンバーは希望すればすきな数字がもらえるのというクエスチョンなのです。

これを読んでいて私が思ったのは、老齢福祉年金、どこへ行ったらもらえるよというのだとか、あるいは何とかがもらえるよだとかというのと何か似ている感じがしたのです。このクエスチョンが。ということは、この担当者の方、あるいは足寄町がマイナンバーの本当の本質というのでしょうか、危険な狙いというのでしょうか。そこのところをわかった上でやるのとやらないのでは大きな違いがあるのではないかと私自身は思ったものですから、そのような感じをしたということです。

それで、前の議案のときの討論でも私言いましたけれども、参議院の中で100%情報の漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能だと、まず1点目。二つ目は、意図的に情報を盗み売る人間がいる。三つ目は、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかないと。これ、当たり前ですよ。四つ目、情報は集積されればされるほど利用価値が高まり、攻撃を受ける可能性が高いというふうな指摘に対して、もうそれは認めざるを得なかったのですよ、政府も。だから、それに反論はありませんでした。ということは、そういう危険があるということだと思っております。

それで、今政府がとこんなこと言ったらあれなのでしょうけれども、私がびびったのは、2017年にデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券、たばこやお酒の購入時の年齢確認、スマホなどを個人番号の代用にする。2018年、健康保険証、薬手帳、運転免許証、医師免許、教員免許との一体化、学歴証明。それから、2019年、在留邦人や訪日外国人にカードを交付する。3月末までに個人カードを8,700万枚の発行を目指す。それから、2020年、オリンピックの会場の入場するとき、それからカジノに入るときにも使えと。このときまでに全国民に個

人番号カードを持たせると。持ってもらいたいというような目標を持っているようです。

これを見ると、すごい恐ろしいのですよね。今、私が言った四つの点から見ると。

そんなことがあるということ、ちょっと私が感想として述べておきたいと思います。

それで、最後になりますが、3点目のところで一般町民の方が、今個人通知カードが来ていますけれども、それが持っていかなくても処理は受理されると。それから、何の不利も被らないという点について、先ほど課長のほうからも確認させていただきましたけれども、その点について、もう一度町長のほうから、しつこいですけれども、御答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 御質問のこのマイナンバー制度、それぞれ全ての町民に郵送されて通知がされた。

現状は、先ほど答弁したとおりに、まだ受け取られておられない方もいらっしゃるということでございます。

実際、このマイナンバーの運用といいますか。これが年明けの1月1日から開始がされるということでございます。

まず、基本的に、行政の立場からいいますと、内容の情報漏えいですとか不安な部分、これは町民の皆様方も不安に思っている方もいらっしゃるというふうに思いますし、もっと言えば、我々自身も本当に確固たる確信を持って推進できるのかという、先ほどの広報の例も含めて御質問あったわけでありすけれども。

ただ、私どもの行政の立場としては、そういった心配な部分も内包されているということも実はあるのだというふうに思いますけれども、ただ現実問題としては、やはり法律が通ったということでございますし、これが1月1日から実際に運用開始がされるということになりますから。

ですから、基本的な立場としては、やはりカードを受け取ってください。そして、諸手

続に活用してください。これは、もうそういう意味では啓蒙、啓発もしていかなくては。せざるを得ないといえますか。そういう立場にあるということは御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、議員も心配しているとおりに、これはもう本人の意思ということでもありますから、受取を拒否することもできますし、カードはつくらないということも、これは自由だということでございます。

また、現状でいきますと、今までの私どもの年明けから実際の運用開始になるわけでありすけれども、では窓口例えば町が所管をしております、いろいろな手続行為の中でカード、あの番号は？いや、番号私はどういった場合については、現状確認している中では、入らなくても支障がないということになっていきますから、それは安心していただいているのかなというふうに思っています。

ただ、これから先というのはどうかかわっていくのかというのは、ちょっと私どもも想定ができないということです。

今現在、情報としていただいているのは、平成30年をめどに銀行の口座なんかについてもあの番号を振るというようなことのようにあります。

これについても、今のところは必ずしもなくても支障がないというような情報はいただいていますけれども、ただ議員も仰せのとおり、こういう制度って、今はもう御案内のとおりIT社会でありますから、これはもう一番効率的に何かということ、やはり情報をいかに集積をするかということですよ。もうこういう時代になってきているということありますから、これはもう先どうい社会になってしまうのか、もう私なんかはどちらかといったら弱いほうですから、私自身も生きていけるのかなんてそんなちょっと心配もないわけでもありませんけれども。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、法律ができて運用開始ということになるわけありますから、私どもの立場として

は町民の皆さん方にもこの通知しっかり大事にして保管していただいて、必要な諸手続、便利な面も当然説明しなければなりませんし、問い合わせがあった場合については。

受け取らなくてもいいですよというのは、これは積極的にPRする気はありません。それは、そんなことに私どもの立場としてはそうならないというふうに思っていますから、基本的なスタンスとしてはやはりこのマイナバー制度のメリットですとか、そういうことはPRをしていくと。

仮に、本人の意思によってそれはいらないということであれば、それは尊重しているということになるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、7番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、9番 高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っておりますが、その前に、私が9月の定例会で行いました一般質問について検証させていただきたい。その時間を少し議長にいただきたいと思っております。

といいますのも、先月の議会の報告会におきまして、ある町民の方から、議員さんは一般質問してもしっぱなしだものねと。その後のフォローが全然できていないのではないかと。そういう話もいただきまして、ここはもう一回9月の定例会で行った私の一般質問の検証をする時間を少し議長にいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ただいまの件ですけれども、検証については今のところこういった一般質問の場合の中で検証することはできないということになっておりますので、その辺を御了承いただきたいと存じます。

（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） そのことも含めて、

今の議会運営委員会の中でこれからそういったことも起きてきますので、どうしたらいいかということを考えることになっておりますので、それをちょっと待ってください。

○9番（高橋健一君） 前回の質問は、ふるさと納税のことで、非常に足寄町の頑張りに評価をしたいということをやっと詳しく述べておきたかったですけれども、それは残念ですけれども。それでは、また次の機会におきましてそのふるさと納税、上士幌の問題につきましても非常に興味がありまして、9月からかなり話が進展していましたので、その辺について、少し私お礼を町の職員の皆様にもお礼を申し上げたいと思っておりますが、残念でございます。

それでは、私の一般質問に移らせていただきたいと思っております。

今回の私の一般質問は二つであります。

足寄町介護支援ボランティアについてと、自治会の活性化について。この二つでございます。

コンセプトは、足寄町長のスローガンをちょっと拝借いたしまして、協働のまちづくりであります。

それでは、1番目の質問に入りたいと思います。

足寄町介護支援ボランティアについて。

（1）この事業目的は何か説明していただきたい。

（2）この事業には、ポイント制度が取り入れられていますが、このポイント制度の内容と導入した理由をお聞かせ願いたい。

3番目は、現時点でのボランティア活動状況について伺いたい。一つ、どのような場所でどのような仕事に従事しているのか。二つ、このボランティアに登録されている方の人数と、1日平均の労働時間、どのくらいの仕事をなさっているのかということについてです。

4番目今後、どのように啓発活動をして町民の理解を深め、この事業を拡大していくのか、その方法を伺いたい。

5番目です。最後に、このボランティアの登録方法を伺いたい。

この5点であります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

まず、介護支援ボランティア事業の目的につきましては、平成27年第1回定例会で行政報告をしておりますが、この事業はボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加する中で、高齢者等が健康で生きがいのある暮らしを送り、介護予防が図られることを目的としており、高齢者自身が社会を支える一因として地域の活力を維持・増進していくことにもつながるものと考えております。

2点目のポイント制度の内容についてであります。ポイントは活動時間に応じて2時間未満で1ポイント、2時間以上で2ポイント、1日2ポイントを上限として付与するもので、スタンプ押印は受入事業所が行います。

ボランティア手帳に押印されたポイントは、年度末に活用申請をしていただき、翌年度の4月から5月に換金額を口座に振り込む仕組みとしており、換金できる上限はボランティア活動であることから、1年度につき50ポイント、5,000円を上限としております。

ポイント制を採用した理由といたしましては、先進事例を参考に、少しでも多くの方にボランティア活動に参加していただけるよう、その動機づけにつながると判断いたしました。

3点目の介護支援ボランティア活動状況ですが、活動の受入事業所は町内の介護保険法適用施設、老人福祉法に基づく老人福祉施設及び社会福祉協議会事業、その他町長が対象事業として指定するものとなっております。現在指定をしている受入事業所は13事業所となっております。

また、活動内容としましては、レクリエー

ション等の補助や芸能等の披露、話し相手、草取り、窓ふき、配膳・下膳等が主な内容となっており、職員が行うべき身体介護等は対象外としております。

登録者人数ですが、現在57人で、これまで実際に活動された方は29人となっております。

なお、1日平均の活動時間ですが、自分の都合のつく時間に活動するため各人により異なり、受入機関の業務が煩雑にならないよう報告を求めているため把握しておりませんが、1回当たり2時間半から5時間の活動をしていただいているということとなっております。

4点目ですが、今後の啓発活動と事業拡大についての御質問ですが、この事業は、本年4月から足寄町社会福祉協議会に委託をして実施しております。

社会福祉協議会では、これまでボランティアだよりを発行し、自治会回覧で周知しているほか、社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて老人クラブなど各種団体等の会合で制度説明を兼ねた募集案内を行っております。

8月には、応募者を対象に2回のボランティア講座を開催し、参加者の中で趣旨に御賛同いただけた方から介護支援ボランティアに登録されております。

今後においても、多くの方に参画していただけるよう、今月中旬にはボランティアフェスティバルを開催するほか、受入事業所等での見学会、体験的活動の機会を設けて広くPRしていく予定と聞いており、実際に活動された参加者の口コミ宣伝による声かけもお願いし、事業拡大につなげていければと考えております。

最後に、介護支援ボランティアの登録方法について御説明をいたします。

対象者は、足寄町内に住む40歳以上の要介護・要支援認定を受けていない介護保険被保険者で、活動を希望する場合は、まず社会福祉協議会ボランティアセンターが開催する

登録研修会に参加をし、事業の制度、活動の心構え、注意事項、認知症の基礎知識について学んでいただいた後、登録をしていただき、ネームプレートとボランティア手帳の交付を受け、損害賠償保険に加入して登録手続が完了となります。

この制度は、地域貢献、社会的活動を通じて高齢者御自身の介護予防につなげていただくことが第一の目的ですが、人口が減少し担い手が不足している状況にあって、ともに助け合う協働のまちづくりの推進施策の一つでもあり、多くの高齢者等に参加していただき、さらなる事業の推進、定着化を図ってまいりますと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋君。

○9番（高橋健一君） 丁寧なお答え、ありがとうございました。

私も個人的に調べたのですが、この介護支援ボランティア事業についてですが、日本で200カ所以上のこういう事業があると聞いておりますが、大体調べますと、年齢が40歳以上ではなくて65歳以上に限定されている場合が非常に多いのですよね。それで、なぜ足寄は40歳以上なのか。それについて、説明をいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） 福祉課長です。

お答えいたします。

この介護支援ボランティア制度、全国で最初にスタートしたところは東京都の稲城市というふうにお聞きしています。

稲城市が、当初、厚労省のほうにこの制度を提案をさせていただいたのは、介護保険料との相殺ができないか。こういう活動に参加した場合に、介護保険料の負担軽減につながるような提案をさせていただいたのですけれども、その制度自体は厚労省、ちょっと認めていないのですけれども、介護予防事業として取り組むのであれば、国としても地域支援

事業の一つとして補助金を出すという形で厚労省も認めていただいたという形になっていまして、ポイントを付与して、そのポイントに応じて換金することによって、実質、介護保険料の負担軽減にもつながるような仕組みということでスタートしたというふうにお聞きしています。

そうしますと、国の補助金、あるいは道の補助金も含めて、これは介護保険会計上のほうから補助金が出てくるということで、その場合は65歳以上の人が対象というふうにされています。それで、全国的には65歳以上の方がほとんどなのかなというふうに思っています。

私ども足寄町でも、一応65歳からということで、こちらのほうについては介護保険上のほうからポイントに応じて換金支援をしていこうというふうに思っていますけれども、やはり足寄町の場合は裾野を広げていこうということで、被保険者、働いている人でも40歳以上から介護保険料を負担していただいていますので。第一の目的は、もう裾野を広げていきたいということで、40歳以上ということで対象にさせていただいたと。

そういうことで、御理解をいただければなと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） 9番。

ありがとうございました。

そうすると、40歳から64歳までの会計はどこから出ているのですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） こちらのほうは、一般会計で計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） ありがとうございました。

また、調べますと、おもしろいところがありまして、神奈川県山北町というところが

あるのですけれども、ここがおもしろいのは、参加資格が町内の小学生以上になっていると。小学生もボランティアに参加するというすばらしい試みだなど。もう何といいましても、高齢化も進んでいますし、福祉の現場も非常に大変です。そういう人たちに、小学生も一緒に参加するというのはすばらしいなと。

そして、お金ではなくて、もちろんポイント制なのですけれども、上限はやはり同じ5,000点ですか。5,000円ですね。そうして、5,000円なのですけれども、その分はどういうふうに戻すかって、町の商品券が充てられているそうです。

なかなか、自分で調べていながらおもしろい地域もあるものだなと。

そうしたら今度、小学生たちのこのお金は町で負担するということになっているのでしょうかね。非常にすばらしい制度だなと。

足寄町も何か40歳まで下げたのですけれども、まだまだ下げられるのではないかというふうな気がします。

さっき、櫻井課長おっしゃったのですけれども、介護保険料の足しになるのではないかということです。

しかし、どんどん介護保険料も上がってきまして。

介護保険制度ができてことしちょうど15年目になると思うのですけれども、最初はかなり少なかったと思うのですけれども、どんどんアップして。さあ、このせいぜい一年間最高で5,000円ですか。それで足りるのかどうかとちょっと心配になりまして、ちょっと私、足寄町の介護保険料をちょっと調べて。これは課長に聞いたのか。5,750円であります。結構な額なのではないかと。札幌はどうなっているかというのと、実は、札幌は5,177円。

もちろん、これは第一号被保険者ですから、65歳以上ですね。

ちなみに、私はまだ65歳になっていませんので、第2号保険者ということで三千何が

しのお金がとられたもの。別に今の介護のことを考えれば決して高いものではないと思うのですけれども。

ちなみに、札幌は5,177円です。

北海道で一番少ないところは、音威子府村です。3,000円です。

随分少ないなと思いましたら、よくよく調べてみますと、実は、音威子府にはショートステイをする施設がないのです。だから、音威子府村は安いのですけれども、町としてのつらさは、お年寄りがこれ以上になると介護必要な人はどんどん音威子府から逃げていってしまうという。そういうだんだん人口減少に拍車をかけてしまうという。そういう現象が起こって今悩みの種なのだそうです。

だから、なかなか財源も大変な時期でどこの町村も大変だなと、そういうふうには認識いたしました。

それから、これについて、済みません、櫻井課長に聞いたかったのです。

この額について、櫻井課長としてはどのように感じられているか。よろしくお願ひします。5,750円であります。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(櫻井光雄君) お答えいたします。

介護保険料5,750円。これは、標準額であります。

ことし、平成27年にこの料金に改正をさせていただいているわけですけれども、都市部でも、今、札幌の話がありましたけれども、東京都でも足寄町と同じぐらいの23区の料金のところもこういった多額の大きな介護保険料ということでもあります。

基本的に、介護保険会計というのは、それぞれの市町村でまかなうという形でいわれていて、設定をするようになっていまして、市町村から赤字補填というのですか。そういった部分というのは、原則として認められていないということでもあります。

それで、現在、足寄町では十勝管内でも施設サービス、施設に入所されているサービス

が十勝管内では一番一人当たりの支出額が多くなっています。

これは、足寄町内の施設だけではなくて、隣町の陸別さんですとか本別さんですとか、上士幌町さんにも入っておられる方がいらっしやって、その施設サービス料が、負担が管内ではトップということであって、どうしてもこの会計をやっていく部分でいきますと、5,750円いただかないとやっていけないような状況になっています。

ただ、低所得の年金の方、そういった部分については、例えば、町民税非課税世帯でいきますと、第1段階の方であればその金額の45%、2,592円、あるいは第2段階でいきますと3,625円と、そういう収入状況、所得状況によって軽減措置がありますし、また逆に、収入のある方は、一番収入のある方でいきますと、1カ月9,775円と。そういった収入状況に応じて設定をされています。

ただ、議員御指摘のとおり、この5,750円というのは、高齢者等の収入にとっては大変大きな負担になっているのかなと。もうこれ以上引き上げていくということは限界にきているのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） ありがとうございますました。

やはりどこの町村も財政的に大変だと。高齢化も進んでどんどん介護が必要な人たちがふえてきている状況ですので、本当に御苦労様とお礼を申し上げたい次第であります。

しかし、この5,750円。かなり大きな数字に見えるかもしれませんが、要は内容だと思のですよね。どれだけ、どういうふうな福祉がなされているのか。現場で。

自分たちの、私もそろそろ認知症危ない状況にきていますので、そうしたときにきっちりとして介護を受けられるのであれば、これは安いものだと。

しかし、もしもこれだけ払って何も適切な介護を受けられないと、こんなばかな無駄などぶに捨てるようなお金はないと、そういうふうに考えています。

私も、今回この質問をしたのは、実は、自分に何ができるかなということも考えまして、ボランティアやってみようかなという、そういう気持ちになっていたのです。それで、いろいろ櫻井課長の話聞きながら、今の福祉の状況を。

実は、むすびれっじの私、運営委員をやっています、その中で、皆様方の従業員の方も接しまして、いい人ばかりですし、本当に頑張っておられるし、ボランティアの方もたくさん見えていろいろな仕事をなさっていますので、そういう人たちに感謝を込めて、又はもうそろそろ私も認知症危ないのですけれども、それに備えて、もしもそうなったときにお世話できるように今からちょっとごまをすっておこうかなという、そういう意気もありまして、今回の質問をさせていただいているわけです。

しかし、まだまだ介護の現場というのは本当に大変だと。

実は、NHKの番組ですよ。介護現場の話NHKでやったのは、無許可のそういう介護施設がどんどんふえてきているのだと。これは困ったものだなというような、そういうニュースをやっていました。

NHKの番組です。無届けの介護ハウスがうけてきているのだと。そして、無届けですから、余りよく実数がわからないのですけれども、わかった中でも相当数になって1,941カ所のこういう無届けのいわゆる介護ハウスができてきているのだと。

そして、驚いたのは、その介護ハウスの使用料ですけれども、14万円ぐらいだと。14万円です。大変な額だけれども、それでも都会では安いのです。大体、私の議員報酬でも何とかなるかなというぐらいの額ですけれども。

14万円の無届けホームに入ってよかった

と言っているのです。個室以外の部屋ありますよね。ただ2階にベッドが四つも五つも並べて、そこでいわゆる介護を受けていると。

スプリングラーもありませんから、火事になって亡くられたという、そういう報道もありましたけれども、こういう状況なのです。

そして、どうしてこんなところかという、実は民間の有料ホームに入るとさらに10万円高いと。14足す10ですから、24万円。私の議員報酬を超えています。

こういう中で、皆さん大変な思いをしていると。

では、民間はどうなっているかという、なかなか民間の施設もないし、特老なんかに入りたくても5年ぐらい待つのはもうざらだという、そういうこともありまして。

だから今、介護難民とか、または下流老人とかいろいろいて。

本当に一所懸命、日本を支えてきた人たちですよね。団塊の世代で、物すごく日本の発展のために尽くしてきた人たち。それも、怠けていたわけではないです。一所懸命やってきて、それなりの収入がある人でさえ、いわゆる最終的に老後をきっちりとした形で迎えられないという悲劇が今多くなっている。

政府の方はすばらしいことを言っていますけれどもね。1億総活躍時代が来るのだと。私に言わせれば、1億総崩れではないかという、そういう認識も持っていますけれども。

それから、もう一つは、安部首相がおっしゃっていました、介護離職という考え方で。介護離職。これは、国家の損失ではないかということです。いわゆる、自分たちの配偶者を含めて、親が介護を必要になると。そうすると、会社に勤められないと。だから、会社をやめなければいけないと。これは大変ではないかと安倍首相は大騒ぎしていますけれども。

逆にいえば、介護の現場の人たちから見ると、ちょっと耳を疑ったと。介護離職？違うのではないかと。介護職離職ではないかと、そういう考え。介護職離職なのです。いわゆ

る、介護に携わっている人がどんどんやめていくのだと。それが現状ではないかということなのです。なかなか大変だから。

だから、介護の現場というのは本当に大変で。

むすびれっじなんかを見ているとすばらしいし、皆さんすばらしくやっているし、やめる方もいない。ちょっと内容は詳しくはわからないのですけれども、表面的に見るとすばらしい形でやっているのですけれども。

現実には、本当にそうではないということがだんだんわかってきました。

それで、またNHKの番組に戻りますけれども、現在、介護が必要な人は614万人だそうです。614万人。まだまだふえるのです。

そういう現状の中で、日本はもうあつぷあつぷしている。表面的には何かうまいこといっていますけれどもね。これから、どんどん成長戦略に乗って経済は発達していけば何とかなるのだと。

しかし、私にいわせると、1,000兆円以上も借金こいて何をぬかしているのかなという。ちょっと言葉悪いですけれども。もっと財源のことを考えて、しっかりと財政再建から我が国は始めてもらいたいなど。

みんながわかってくれば、それなりに耐えられる。我々の世代は、苦労した時代を過ごしていますから、これは耐えていけるのではないかと。それをやはりそのモデルを、私は足寄町に求めたいのだと、私はそういうふうに考えている次第であります。

そこで、また話を戻すのですけれども、こういう状況の中で、逆にいえば、さっきも言いました無届けの介護ハウスに関して見れば、私は無届けの介護ハウスの経営者の方を悪いとは言っていない。これは必要なことです。みんな集まっているわけですから。そういうことも考えれば、あえて肯定的に捉えれば、そういうところで空き家対策にもなるのですよね。空き家に呼んで。もちろん、環境的に厳しいかもしれませんがけれど

も。そういうビジネスチャンスもあるのかなという、そういうことも考えながら。

ちょっと支離滅裂になっていますけれども、もう一回足寄町に戻しまして、さて、櫻井課長、足寄町は大丈夫なのだろうか。これから、私が介護が必要になったときに、櫻井課長、どういうふうに私に面倒を見てくれるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まず、無届けの有料による老人ホーム。こちらのほうでは、毎年度、国でも調べていまして、その改善指導を行っていると聞いております。

改善指導しても対応しない部分については、ホームページ等を利用して公表して、さらなる指導を徹底していくという流れになっているようです。

足寄町においては、現在、そういった無届けの有料老人ホームはありません。まずは、ないということであります。

それから、今回の1億総活躍社会で国でいっているのは、働いている女性の方がちょうど団塊の世代、父親、母親が介護が必要となって、介護を必要となるということでお仕事をやめる方が約10万人いるというのですかね。それで、介護休暇をとりやすくするのですとか、特別養護老人ホーム、そういった施設を50万人分ふやすとか、そういった施策を緊急2020年度までにこうしていきますよというのが、先月、11月26日ごろですか、出ていまして、きょうの北海道新聞では、その予算も少し見えてくるような状況になっていますが。

おっしゃるとおり、介護職員の処遇改善の部分は今回ちょっと見送られていて、新年度、2016年度の予算に反映されて出てくるというような状況で、実際に、介護福祉に働く介護福祉士等の職員にあっては、なお今も条件が他産業から比べると低いというふう

にいられているのですけれども、その対策はまだ出てきていない。

当面、今いられているのは、処遇を改善した部分については加算をできる制度があって、その加算できる部分については、した事業所にあつては、その補填がされていくような形になっているところです。

それで、御質問の足寄町は大丈夫なのか。仮に、議員がそういった状況になったときにどのようになっていくのかという御質問なのかなというふうに思っています。

足寄町、今現在、北側にむすびれっじ、合築型の施設できました。

これは、在宅生活を支える拠点施設ということで整備をさせていただきました。

単に、施設に入れるという、認知症になってから施設に入ってもらおうということではなくて、やはり老人ホームなんかに入っているお年寄りも、利用者さんにもお聞きすると、やはり家に帰りたいというような方が多くあって、できるだけ在宅生活を少しでも支えていくと。

理想では、認知症になっても在宅で生活して行って、見守り等もできていて、そういった生活が少しでもできるようなのが、やはりお年寄りの人権といいますが、尊厳といえますか、そういったものを進めていく上では必要なかなというふうに思っています。

そうしていくためには、まだちょっと足りない部分があって、それは訪問看護ですとか、訪問ヘルパーですとか、そういった在宅生活を支えるソフト面、こういった面をもっと強化をしていかなければいけないのかなというふうには思っています。

また、無届けの高齢者ハウスとかという部分もあります。

とりあえず、今回、循環をキーワードにして、居住権のない生活支援長屋を整備させていただきました。

ただ、居住権がないので、遠くの方ですとか、通院、そういった部分の方にあつては、足寄にあつては今度サービスつきの高齢者ア

パートの整備ですとか、そういった部分もこれから出てくるのかなというふうに思っていますけれども、とりあえず、今の拠点施設ができて、その状況も見させていただきながら次なる対策を考えていかなければならないのかなというふうに考えているところがあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 時間でございますので、午後1時まで休憩をいたします。1時再開です。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開をいたします。

まず、冒頭、質問者に一言だけ申し上げます。

質問の趣旨に沿った発言をお願いをいたします。

それでは、9番高橋君。

○9番（高橋健一君） 一般質問を続けて行いたいと思います。

吉田議長の注意もございますように、話がちょっと逸脱してしまったようでありますが、どんどん大きくふくらんでしまうものですから。それだけ、世の中いろいろ大変なことが多いのではないかと。どんどん疑問。もともと頭悪いものですから、よくわからないのです。そのために、皆様方に御迷惑をかけたことをここでおわびを申し上げたいと思います。

それでは、引き続きまして一般質問をさせていただきます。

この介護支援ボランティアで自分もこの質問をするためには、ある程度の決意を持ってやってまいりました。ボランティアをやる上ではないかと。ボランティアをやる上でいろいろな皆様方の意見を聞いて参考にしよう。それがちょっと横に逸れてしまっているようでございますが。

このボランティアをやる。大変なボランティアというのは、みずから自分から大変な

時間を割いてボランティアをするということで、並大抵のその気持ちがなければできないと思っているのですけれども、そのボランティアをしている方の意見とか、それからまたはボランティアを受けている方のそういう介護の人たちからどのような声が聞こえてきているのか、もしもわかるのであれば、その辺のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まだ本格的にスタートしたのは9月からでありまして、介護支援ボランティアの皆さん、あるいは受入施設等の御意見と、中間的なまだ総括はしていませんので、詳細をお聞きしてはいない状況にあります。

ただ、実際に、私も介護支援ボランティアをされている方に聞きますと、本当に自分もいつかこうやってお世話にならなければいけないという部分で少しでもお役に立てればというふうに思って参加しているということですし、特に、地域交流施設のほうを御利用いただいている方にとっては、本当にこちらに来てそういった予防にもつながっているということで、何と申しますか、よい制度ということで評価をいただいております。

また、受入施設のほうでありますけれども、負担のかからないようにということをお願いをしまして、洗濯ですとか、あるいは草取りですとか、お茶を飲みながら利用者さんと交流をしていただいたり将棋をしていただいたりということでも助かっているという評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

いろいろ意見を聞かせていただいて、私もやってみようかなと、そういうボランティアに参加しようかなという気持ちになりました。

まだまだわからないこともあるし、やはり

虎穴には入らずんば虎児を得ずではありませんけれども、まずは中に入ってみてもう一回勉強し直して、そしていろいろな人たちの意見を聞いて、これからの自分の議員活動にもつなげていきたいと思っています。

ここに、ボランティアフェスティバルの案内が私のところに来ていまして、参加に丸をつけておりました。同時に、この日にボランティアの登録をしたいと思いますので、これからどうぞよろしく願いいたします。

これで、私の1番目の質問を終了させていただきます。

それでは、2番目は引き続き町長のスローガンであります、協働のまちづくりの観点からもう一つ質問をさせていただきます。

自治会（町内会）の活性化について。

足寄町内の自治会の現状について伺いたい。

1番、自治会の数。過去40年間の自治会の数の推移。

2、自治会の加入率。

3、自治会は現在どのような活動をしているのか。

(2)自治会（町内会）が抱えている課題は何か伺いたい。

(3)自治会の活性化は、足寄町にとって喫緊の課題だと思いますが、行政として何かこれといった手だてがあるのか、この辺も伺いたいと思っています。

4番目、自治会への加入及び参加を進めるための条例を制定して、加入を促すことについて伺いたい。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 2点目の自治会の活性化についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自治会の現状についてですが、足寄町自治会連合会が結成された、昭和50年当時は112の自治会となっております。

一番多いときで昭和57年の118自治会

となりますが、平成3年に106自治会に減少して以降、平成7年には初めて3桁を下回り99自治会となりました。その後は、同数ないしは微減状態が続いておりましたが、平成18年に91自治会となり、現在は88自治会となっております。

次に、自治会の加入率についてですが、平成19年は92%、平成23年で89%、現在は87.2%となっております、減少傾向にあります。

次に、自治会の活動についてですが、独自の活動といたしましては、おおむね総会に始まり、花見、清掃活動、新年会、子ども会活動等が行われております。

行政と連携した活動といたしましては、花いっぱい運動、資源ごみの集団回収、あるいはごみステーションの設置及び管理や回覧文書の配布等となっております。

また、老人クラブ活動や婦人部活動においては、交通安全や消費生活についての講習会を実施をしております。

さらに、地区連合会単位ではありますが、8月最終日曜日には、ふれあいスポーツ大会を体育連盟と共催で開催をしております。

2点目の自治会が抱えている課題についてですが、長年の課題であります、小規模自治会の再編が挙げられております。

現在、加入世帯10戸未満の世帯というのが25自治体あります。解消に向けて取組を進めておりますが、それぞれの自治会には地域の成り立ちで組織された歴史があり、数による統合だけの働きかけということではなかなか進展しづらい状況にあります。

また、少子高齢化が急速に進む中、役員の担い手不足が挙げられております。役員の固定化や高齢化が自治会活動に大きな支障となっております。

さらに、先ほど加入率を申し上げましたが、自治会未加入世帯の増加が挙げられております。

生活スタイルや価値観の多様化により、人と人とのつながりが希薄化しているというこ

とが要因と考えられております。

3点目の自治会の活性化に対する行政の手だてがあるかとの質問でございますが、単身者を中心とした未加入世帯の増加に歯どめをかけるべく、転入者への加入促進や自治会長への未加入者に対する働きかけをお願いをしております。

自治会活動への理解度を高めていく新たな方策が必要不可欠であると認識をしているところですが、特効薬となる解決策を見出すことができず、模索をしているという状況が続いております。

しかし、単位自治会は住民と行政を結ぶ重要な役割を担い、地域の結びつきを支える組織となっておりますので、自治会活動の活性化と育成支援を行政としてさらに一步踏み込み適正な自治会活動の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の自治会への加入及び参加を進めるための条例の制定についてですが、自治会はみずから加入していただくものであり、条例の制定が住民にとって強制感を抱くことにつながる懸念もありますので、現時点では条例の制定は考えておりません。

自治会の活性化は、町の活性化に直結するものでありますので、今後も精力的に取組を進めてまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋君。

○9番（高橋健一君） 町長、ありがとうございます。

自治会の加入率ですけれども、少々少なくなつたとはいえ、87.2%は立派な成績だと思っております。確かに、私の自治会は100%近いのではないかと自負しているものですが、すけれども。

調べますと、帯広の状況が新聞に出ていましたけれども、ひどいのは加入率が低い単位町内会では6.33%という物すごい加入率でびっくりして。まさか、足寄はこのよう

ことはいらぬだろうと思ってお聞きしたのですけれども、80%を超えているのは立派な成績だと思っております。

昨今、やはりいろいろな問題が起こって、高齢者の問題もありますし、うちの自治会も雪が降ったらどうするのかとか、そういうのがあります。それは、民生委員の方と協力して、町に要請していろいろお世話になっている部分もあります。

それから、最近はとにかく予想もつかない災害が多いものですから、そのときの動けない高齢者の方どうするのかということも話題に上って、私の自治会は結構自慢できる自治会だと思っているのですけれども、さすがにそこまで突っ込んだ、割と何とかしようという形で終わってしまっている。そういうところがちょっと寂しいなと思います。

それからもう一つ、最近あるのは、やはり世相の問題です。だんだん世の中厳しくなつて、これは災害だけではなくて犯罪。今度は、防犯の関係がやはりこれからは厳しくなってくるのではないかと、そういう私は危惧をいただいております。

だから、そういうことも含めてやはり自治会のつながり、町内会のつながりというものをしっかり固めていかなければいけないと、そういうふう強く感じているものであります。

その後の条例の問題ですけれども、条例どうかと町長のお話聞いても確かにそうだなと。やはり条例というのは少し固いのかもしれませんね。強制的に加入せいと。たとえ罰則規定はなくとも、お前、条例に則って行動しなければこの町に住めないよというようなそんなおどかしのような、そういう文言になってしまうのはちょっと困ったものだなと思っておりますけれども。確かに、いろいろな地域で問題になっているところがあります。

それでも、やわらかい条例もありまして、入ってください、お願いしますというようなお願いするような条例もあるので、その辺も含めてやはり理解も少し。これから加入率が

落ちるのであれば、若干、強制力とはいわなくてもお願いのポルテージを少しずつ上げていってもいいのではないかなという、そんな気がしないでもありません。

自治会活動でこれからもますますどんどん自治会に関しては頑張っていかなければいけないと思うのです。

それと、もうやはり若い人たち。この前の出席させていただきました、自治会連合会の総会がありました。40周年ですか。40周年記念式典に参加させていただきました。

40年も続いたら素晴らしいかと、足寄というのは自治会のそういう伝統も素晴らしいのがあるかと、そういうふう感じたのですが、その懇親会の中で若い人たちがどうしても入って来られないのだと。

ちょっと辛辣な言い方させていただくと、役場の若い職員たち来ていないよねなんていう話になりましたので、私はそこは強く否定しておきました。

私の自治会は、役場の職員の方がいなければ自治会活動はできません。それだけ一所懸命やっただいておられますので、そこは強く否定して、ちゃんとやってくれているよと。さらに若いことに関してはわからないですけれども。

それも、もしもそういう点で疑念が、自治会の長老の方々にあるのであれば、どこか行政側からもそんなことないよと。若い人たちもこの町のためにちゃんと自治会活動をやっていますよということをぜひ啓発をしていただきたいと思っております。

それでも、いろいろ本当に自治会の中で何か本当に案がないかなと。やはり、せいぜい新年会、花見。ことし私の自治会でも花見はふるさと花まつりと一緒にやらせていただきまして、非常に盛大に華やかに参加させていただきました。本当に成功になりました。それから、新年会、花見、役員会もやるのですが、実はうちはちょっとほかの自治会と違って今月の23日に餅つき大会を企画しています。とにかく、子供たちが集まって、

自治会長がサンタクロースをやるのですけれども、私が毎年サンタクロースの役を買って出ております。

うちの自治会は、足寄町でもすごいぞと。ふれあいスポーツ大会も私の自治会はチームワークよろしく、優勝をさせていただきました。自慢できる自治会なのですけれども。

これ、うちの総務の方をお願いしたのですよね。すばらしいイラストだと思うのです。これは、花まつりの宣伝なのですけれども、実はちょっと問題があるのはここです。参加者が少人数の場合、中止になることがありますと書いて、これがちょっと寂しいかと思うのです。きつこういふにはならないと思うのですけれども、やはり23日暮れて忙しくなったときに、やはりちょっとどこか行くからとかそういう形で来られないという方もいらっしゃるものですから、何とかその辺も皆様方の協力を得て成功利に納めたいと思っております。

本当に、これからの自治会というのは大変でまだまだやらなければいけないこともありますし、本当に頭が痛いことですので、ぜひ行政の方々もいろいろ案を出して、または協力してやっていただきたいと思っております。

もう一つちょっと気になる老婆心なのですけれども、気になるのは、私は東3区自治会なのですけれども、その隣に北団地というのがあります。もうあれが何世帯、100世帯ぐらいふえたのでしょうかね。何もなかったころなのですから、昔は、それこそ昔は貯木場ですから、大木がたくさん並んでいて、すごく林業の町、足寄を象徴するような場所だったので、それがだんだん寂しくなりました。何も無い更地になってしまったのです。しばらくは何も無いところでばんえい競馬なんかもやっていた楽しませてもらったのですけれども、それが急に一転しまして北団地になりました。100世帯。ちょっとわからないですけれども、具体的に。これ、間違っているかもしれないで

すけれども、それぐらいふえたところの自治会をどういうふうに運営されているのかと。行政としてどのような働きかけで今はどのような状況で自治会活動がなされているのかをちょっと老婆心ながらちょっと気になったものですから、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（沼田 聡君） 住民課長です。

今の関係についてお答えをいたします。

北団地の町内会の関係でございますけれども、議員仰せのとおり、かなり世帯数がふえまして、今100を超えまして109世帯となっております。

住民のほうから何かその関係について、いろいろとふえたことに対しまして相談と問題等、役場のほうに来ているかどうかにつきましては、特に担当者のほうにそういう相談等は一切ございません。

もし、仮に今後何か問題が抱えておりました相談があった場合には、迅速かつ適切に対応をしたいというふうに考えております。

これはちょっとそこに自治会にいる職員の話なのですけれども、当然、子育て世帯のところでもあるということで、子供さんがたくさんふえまして、自治会が今まで以上に人数は多くなりましたけれども、活気づいて活発化されて自治会が運営されているというようなお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） やはり100世帯を超えていました。109世帯。すごく何もなかったところですから。その中で一つの新しい町が生まれたことになりすけれども。

やはり住民課長の耳には入っていないかもしれないですけれども、やはりいろいろな形で不都合が起こっているのではないかと。例えば、回覧物でもなかなか回ってこないとか、ちゃんとしただれがこの地域の町内会長さんかわからないとか、そういう声も聞こえてきます。

最近をよくわからないのですけれども、最初、できたところはかなり困惑している方が多かったのではないかと思う。やはり、もうちょっとその辺を行政が入って。住民はわかりにくいと思うのです。あの北団地に関しては若い人たちも多いです。既存の町内会に入るといったって莫大な数の世帯。私ども東3区自治会は50世帯ですけれども、結構50世帯であっぶあっぶしていますので、それが倍以上になりますと、この北団地だけでも二つぐらいの自治会が必要なのではないかという、そういう感じもしますけれども、その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） 住民課長です。

お答えいたします。

実際に、100を超えている自治会につきましては、今お話のあった北団地の自治会のほかにも市街地におきましては5自治会ぐらいございます。

基本的に、適正な規模というのは特段こちらのほうで定めてはいないのですけれども、やはり60から70ぐらいが自治会の活動をするのに、役員さんも含めて、機能がしやすいのかなというふうに思っていますが、仮に自治会数が100を超えたとしても、役員さんのやり方、手法によっては自治会の活動が機能していくのかなというふうには思っております。

ただ、今議員が御指摘のとおり、町内会のほうで、自治会のほうで何か問題を抱えているのではないかというようなお話をいただきましたので、その点についてはそういう問題も過去にはあったのではないかと御指摘でございますので、担当のこちらのほうでもちょっとその部分については該当する自治会のほうに確認をしたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋君。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

やはり109世帯はすごく多いと思うのですよね。やはりその辺を考えて、この109世帯独立して。まだほかにこの自治会にきつと上乘せ、後から加わるような形できつとできあがった自治会だと思うので、物すごい莫大な規模の自治会になっているのではないかなと思うのです。やはりちょっと気になったものですから。やはりここは、私は行政が入ってくればいいなと思っていました。それなりの形をある程度どんとつくれば、後は自然と役員の方たちがそれなりの知恵を出し合っで自治会というものを盛り上げていけるのではないかなと思っていました。

まだまだ私も勉強不足で申しわけありません。

いろいろな話を聞いたわけではないので。何か過去のそういうちょっとした噂話と聞きますか、そういう形で聞いただけなのです。

何となく数的にはきつかなというふうにして質問させていただきました。

また、私も隣の自治会ですから、知り合いもおりますし、その人たちの話を聞いてまた住民課長のほうにまたお話を持っていきたいと思っております。

本当に自治会というのは大変なのですけれども、私としてはもう少しまだ勉強不足ですので、まだまだこれから勉強を重ねて。この自治会。

私も自治会長を仰せつかっているものですから、やはり逃げられない課題なので、自分も勉強させていただきたいと思ます。

きょうは本当に皆さん方に御迷惑をおかけしましたけれども、いろいろ心温まるお答えをいただきましてありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これで、9番高橋健一君の一般質問を終えます。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程

は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月10日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様でございます。

午後 1時26分 散会